

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 42(オ)439	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	建物収去、土地明渡請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)1120
裁判年月日	昭和 42 年 7 月 13 日	原審裁判年月日	昭和 42 年 2 月 6 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 88 号 27 頁		

判示事項	債務の本旨にしたがった賃料債務の履行の提供にあたらなるとされた事例
裁判要旨	原審認定の事実関係のもとでは、土地賃借人の賃料債務の履行の提供ないし供託は約定の範囲を越えた土地の賃貸を右履行の受領により招来させるためのものであり、債務の本旨に従ったものとなすを得ない。

全 文
<p style="text-align: center;">主 文</p> <p>本件上告を棄却する。 上告費用は上告人らの負担とする。</p> <p style="text-align: center;">理 由</p> <p>上告代理人林彰久の上告理由について。 <u>上告人 A のした履行の提供ないし供託は約定の範囲を越えた土地の賃貸を右履行の受領により招来させるためのものであり、債務の本旨に従ったものとなすを得ないことは明らかであるとする原審の判断は原審が適法に確定した事実関係のもとにおいては正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は、独自の見解に立ち、原審の認定にそわない事実を主張して、正当な原判決を非難するに帰し、採るを得ない。</u> よって、民訴法四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 岩田誠 裁判官 入江俊郎 裁判官 長部謹吾 裁判官 松田二郎 裁判官 大隅健一郎)</p>

※参考：判例時報 495 号 48 頁